

新居浜市賃借料情報

平成21年度の農地法改正により、標準小作料の制度は無くなりました。以後は、実際に締結された小作料の情報を提供していますので、農地の貸し借りの契約（賃貸借）の参考にしてください。

平成28年12月から平成29年11月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、次のとおりとなっております。

平成 29 年 12 月 1 日

新居浜市農業委員会会長 藤田 幸正

1 田（水稻）の部

締結（公告）された地域		平均額	最高額	最低額	データ数
本所地区	基盤整備地区	3,615 円	3,615 円	3,615 円	2
高津地区	基盤整備地区	8,248 円	8,248 円	8,248 円	3
神郷地区	基盤整備地区	9,320 円	9,320 円	9,320 円	6
船木地区	基盤整備地区	9,970 円	10,140 円	9,478 円	8
泉川地区	基盤整備地区	5,905 円	5,905 円	5,905 円	2
大生院地区	基盤整備地区	5,021 円	11,376 円	3,750 円	6
（参考）新居浜市平均		7,013 円			27

2 畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域		平均額	最高額	最低額	データ数
船木地区	基盤整備地区	14,230 円	18,060 円	10,400 円	2
（参考）新居浜市平均					2

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、玄米60kg当たり15,000円として換算しています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入して100円単位にしています。

※4 「（参考）新居浜市平均」の平均額は、各区分のデータの総計を平均した値です。